

鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月7日（金）第3253号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成28年10月7日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見埴地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿児島県曾於郡 大崎町假宿字荒 園地内	3500番1	山林	山林	1,098	1,098.13	24.07

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人（亡）坂元定則

法定相続人

福田幸造

住所不明

ただし，住民票上の住所

大阪府大阪市淀川区十八条三丁目12番7号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年9月27日